

コーポレートガバナンスに関する実務講座（セット）

セミナー番号：51231011

株式会社商事法務が主催するビジネス・ロー・スクールでは、これまでコーポレートガバナンス実務に関するセミナーを開催し好評をいただいております。今秋、そのような定番セミナーと新規セミナーを組み合わせ、コーポレートガバナンス実務に関する実務講座（セット）としてパッケージ化し、上場会社のコーポレートガバナンス実務ご担当者の皆様に向けて、より受講いただきやすい特別割引セット価格でご提供することといたしました。ガバナンス実務ご担当者様必見の講座です。

コーポレートガバナンスに関する実務講座（セット）		講師	配信開始
第1講	取締役会を中心としたコーポレートガバナンスの最新動向と対応	澤口 実 弁護士	10月11日
第2講	任意の指名委員会・報酬委員会の設計・運営上の留意点 ～実質的なガバナンス強化のために～	渡辺邦広 弁護士	11月7日
第3講	独立社外取締役を取り巻く最新動向～形式から実質への進化～	佃 秀昭 ボードアドバイザーズ	11月17日
第4講	役員報酬制度の設計・開示の基本と実務 ～株式報酬の最新動向を踏まえて～	高田 剛 弁護士	11月14日
第5講	取締役会実効性評価の実務	佃 秀昭 ボードアドバイザーズ	11月24日
第6講	アクティビストから企業を守る ～「企業買収における行動指針」の捉え方～	太田 洋 弁護士	11月21日
第7講	I R・S Rのトレンド～投資家・株主の期待～	岩田宜子 ジェイ・ユラス・アイアール	11月15日
第8講	進化する監査役・監査（等）委員会の監査・運営実務 ～グループガバナンスの監査の在り方も含めて～	塚本英巨 弁護士	12月1日
第9講	リスクマネジメントとコーポレートガバナンス ～「攻め」のために必要な「守り」のガバナンス～	三笥 裕 弁護士	12月15日
第10講	サステナビリティ・ガバナンスの要諦	武井一浩 弁護士 安井桂大 弁護士 渡邊純子 弁護士	12月19日

【申込要領】 株式会社商事法務ホームページのセミナー案内画面からお申込みください。

セミナー案内画面↓

●本セット申込期限：2023年12月14日（木）まで

●本セット受講料：165,000円（150,000円+税）

※ 本セットは上場会社のコーポレートガバナンス実務ご担当者のための特別割引価格を設定しています。法律事務所等、企業以外に所属されている方の受講はご遠慮いただきたく、あしからずご了承ください。



【受講要領】 本セットは、含まれる各セミナーの収録動画を配信してご視聴いただきます。

本セットに含まれる各セミナーの配信開始までに、Eメールで視聴用URLをご連絡いたします。URLご連絡後は、配信期間内であれば、いつでも、また何回でも繰り返しご視聴いただけます。また、本セットの視聴用URLは受講者の所属企業内（他部署を含む）に限り共有いただけます（社外共有厳禁）。

★★実務講座（セット）申込者限定 ミニ解説会 第1弾 開催決定★★

「企業買収における行動指針」のポイント解説 講師：保坂泰貴 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

開催日：10月24日（火）17時～18時（解説45分+質疑応答15分）

開催方法：LIVE配信（ZOOM）。収録動画配信は実施いたしません。参加方法は実務講座（セット）申込者に個別連絡いたします。

旬刊商事法務2337号・2338号掲載『「企業買収における行動指針」の解説』の筆者であり、経済産業省において同指針の取りまとめを担当した講師が、指針の要点を限界までコンパクトに解説し、参加者からの質問に回答します。

申込要領・注意事項

- 本セットは、含まれる各セミナーの収録動画を配信してご視聴いただきます。必ずお申込前に、株式会社商事法務ホームページのセミナー案内画面上の「WEBセミナーの推奨環境・受講方法」、「WEB配信ご利用の注意事項」をご覧ください。
- 受講のお申込みは、株式会社商事法務ホームページのセミナー案内画面からお申し込みください。お申込みの受付後、請求書を郵送いたします。
- 受講料は、ご送付する請求書に従って、お振り込みください。特にお申出のない限り、銀行の受領証をもって領収証にかえさせていただきます。なお、「振込手数料」等は、ご負担くださいますようお願いいたします。
- 第1講の視聴URL・パスワードのご案内後のキャンセルは一切お受けできません。
- お申込時にご登録いただいた個人情報は、株式会社商事法務の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
- セミナー申込者が反社会的勢力であることが判明した場合には、セミナーの受講をお断りいたします。
- 講義内容等または主催者の都合により、受講資格を制限させていただき、受講のお申込みをお受けできない場合があります。

<お問合せ先> 株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール（URL：<https://www.shojihomu.co.jp/>）
電話：03（6262）6761（ダイヤルイン） Eメール：law-school@shojihomu.co.jp

各講座の概要

第1講 取締役会を中心としたコーポレートガバナンスの最新動向と対応

〔概要〕コーポレートガバナンスの最新動向、特にその要である取締役会の変化と、変化への対処について実践的に解説します。

〔配信期間〕2023年10月11日～12月22日 〔講義時間〕約2時間

第1講予定内容の詳細⇒

〔講師略歴〕澤口 実 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

東京大学法学部卒業。東京大学客員教授、経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム研究会」委員、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」委員などを務めた。著書として、『取締役会運営の実務』（商事法務、2010年）、『コーポレートガバナンスの新しいスタンダード』（日本経済新聞出版社、2015年）、『機関投資家に聞く』（商事法務、2022年）のほか、執筆、講演多数。



第2講 任意の指名委員会・報酬委員会の設計・運営上の留意点～実質的なガバナンス強化のために～

〔概要〕近時の実務上の動向・議論を踏まえながら、任意の指名委員会・報酬委員会の位置づけなどの基本的事項を振り返った上で、その趣旨を踏まえてガバナンス強化のために留意すべき委員会の設計・運営上のポイントを解説します。

〔配信期間〕2023年11月7日～2024年1月15日 〔講義時間〕約2時間

第2講予定内容の詳細⇒

〔講師略歴〕渡辺邦広 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士、ニューヨーク州弁護士。

2000年 香川県立高松高等学校卒、2004年 東京大学法学部卒業、2012年 コロンビア大学ロースクール修了（LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar）、2012年 Simpson Thacher & Bartlett 法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～2013年）、2013年 法務省民事局にて局付として執務（平成26年会社法改正及びこれに伴う法務省令改正を担当）（～2015年）。「監査等委員会設置会社への移行とガバナンス向上のための設計・運営上の留意点」（株式会社プロネクサス主催）、「令和元年改正会社法の概要」（株式会社プロネクサス主催）等のセミナーや『任意の指名委員会・報酬委員会の実務』（商事法務、2022年）など、コーポレートガバナンス、会社法務関係を中心に著作・講演多数。



第3講 独立社外取締役を取り巻く最新動向～形式から実質への進化～

〔概要〕一連のコーポレートガバナンス改革を経て、日本企業の取締役会における独立社外取締役の数・比率は上昇傾向にあり、その存在感が高まっています。昨今では、社長・CEO選任時に独立社外取締役である指名委員長が対外説明をしたり、投資家から会社の経営課題・経営戦略について独立社外取締役とのエンゲージメントを求められたりする例もあります。本講では、取締役会の実効性を考える上で欠かせない存在となった独立社外取締役について、独立社外取締役の研修等に関する最新動向も踏まえつつ、その実質的な役割・責務を解説するとともに、社長・CEO後継者計画や投資家とのエンゲージメントなどの重要事項における貢献のあり方に関して、数々の上場企業の独立社外取締役の招聘や指名委員会の機能強化に関する助言業務を手掛けてきたコンサルティング会社の代表が紹介します。

〔配信期間〕2023年11月17日～2024年1月17日 〔講義時間〕約2時間

第3講予定内容の詳細⇒

〔講師略歴〕佃 秀昭 株式会社ボードアドバイザーズ 代表取締役社長

東京大学法学部卒業、マサチューセッツ工科大学スローン経営大学院（MS）経営学修士取得。取締役会実効性評価、社長後継者計画、経営人材コーチング等に従事。1986年三和銀行（現三菱UFJ銀行）入行。2000年よりエゴンゼンダーにて日本法人社長、本社経営会議メンバーを歴任。2019年3月企業統治推進機構（現ボードアドバイザーズ）の事業開始。金融庁・東京証券取引所「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」のメンバー。（なお講師は、日本取締役協会における取締役研修委員会の委員長を務めています）



第4講 役員報酬制度の設計・開示の基本と実務～株式報酬の最新動向を踏まえて～

〔概要〕役員報酬の設計にあたっては、会社法を始めとする法規制のほか、役員給与の税務に対する正確な理解とともに、報酬開示に関する規制についても留意したうえで、最新動向の把握を踏まえることが、重要なポイントになります。特に、上場企業グループにおいては、株式報酬、業績連動報酬に対応した法改正、税制改正が相次いでおり、会社法改正を踏まえた株式報酬の設計、及び開示の実務が広く定着しつつあります。そこで、本講では、まずは報酬設計の基本概要を整理するとともに、会社法、会計基準、税務関係を踏まえた上場企業において必要な役員報酬の実務対応について、最新事例とともに解説します。

〔配信期間〕2023年11月14日～2024年1月15日 〔講義時間〕約2時間

第4講予定内容の詳細⇒

〔講師略歴〕高田 剛 弁護士（和田倉門法律事務所）

東京大学薬学部卒。2000年弁護士登録。鳥飼総合法律事務所を経て2016年和田倉門法律事務所を設立。経営者報酬に関しては、株式報酬を始めとするインセンティブ報酬の導入・運用支援に多数従事。その他、会社法・金商法関連の法律問題、係争案件を得意とする。最近の著作として、『実務家のための役員報酬の手引き〔第2版〕』（商事法務、2017年）、『取締役・執行役ハンドブック』（商事法務、2015年・共著）がある。



第5講 取締役会実効性評価の実務

〔概要〕 取締役会実効性評価は、上場企業の取締役会が自らの実効性を適切に把握・評価し、その結果を株主に開示し、実効性向上に向けた取り組みを進めていく上での重要なプラクティスとして、コーポレートガバナンス・コード施行後、日本企業でも徐々に定着しつつあります。その一方で、取締役会実効性評価の方法や活用については各社で差が大きく、実際の内容と運用に目を向けた理解が重要となります。また昨今では、取締役間の相互評価など、取締役会全体の評価にとどまらず、取締役個人の評価も行い、その結果を再任プロセスに反映させつつ各取締役にフィードバックする企業も一部で見られます。本講では、取締役会実効性評価の本質的な意義や効果的な実施・活用方法等について、数々の上場企業の取締役会実効性評価を手掛けてきたコンサルティング会社の代表が解説します。

〔配信期間〕 2023年11月24日～2024年1月24日 〔講義時間〕 約2時間

〔講師略歴〕 佃 秀昭 株式会社ボードアドバイザーズ 代表取締役社長

第5講予定内容の詳細⇒



略歴は第3講参照。

第6講 アクティビストから企業を守る～「企業買収における行動指針」の捉え方～

〔概要〕 経済産業省で議論されていた「企業買収における行動指針」が本年8月31日に公表されました。同指針の内容も踏まえ、企業の経営支配権獲得をめぐる現在の情勢や裁判例を整理し、敵対的買収に係る一連の司法判断の最新状況をもとに、企業買収やアクティビストを巡る状況に適切に対処するためにどのような教訓が導き出されるかを解説します。あわせて買収防衛策の種類や発動条件による違いなど、事例ごとの違いにも触れながら、本質的に企業として考慮すべきことや、具体的にとり得る対策について解説します。

〔配信期間〕 2023年11月21日～2024年1月22日 〔講義時間〕 約2時間

第6講予定内容の詳細⇒

〔講師略歴〕 太田 洋 弁護士（西村あさひ法律事務所）



1993年登録。西村あさひ法律事務所パートナー。1991年東大法学部卒業。2000年ハーバード・ロースクール卒業、2001年ニューヨーク州弁護士登録。2013年～16年東大大学院教授。専門はM&A、コーポレートガバナンス、税務など。日経新聞「企業が選ぶ2022年に活躍した弁護士ランキング」で企業法務全般（会社法）1位。同じく、日経新聞「企業が選ぶ2021年に活躍した弁護士ランキング」で企業法務総合2位、税務分野2位。また、「企業が選ぶ2020年に活躍した弁護士ランキング」でM&A分野1位、企業法務総合（M&A除く）3位。

第7講 IR・SRのトレンド～投資家・株主の期待～

〔概要〕 混迷するマクロ経済は、企業はもちろん投資家にも大きく影響しています。その結果、これまでのSR活動の限界が明らかになり、一方、より一層のIR活動への期待が増してきています。それは、自社の経営を支持する株主づくりから始まり、アクティビストとの対決を回避するという結果に導きます。このトレンドを実務者は的確にとらえ、企業の持続的成長を目指すためにも経営陣に理解してもらわなければなりません。このことを今一度整理し、投資家・株主との無理のないエンゲージメント（対話）につながるようご案内します。

〔配信期間〕 2023年11月15日～2024年1月16日 〔講義時間〕 約2時間

第7講予定内容の詳細⇒

〔講師略歴〕 岩田宜子 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 取締役会長



米系銀行の東京支店にて、外国為替、融資、さらにALM分析、リスク管理計画など多岐にわたる業務を経験の後、米系大手カード会社に入社。当カードの国内におけるシェア拡大。1992年よりIR業界でのキャリアを開始、1994年12月米国IRコンサルティング会社、テクニメトリックス（現、トムソン・ファイナンシャル）の東京支社開設に伴い、同社に入社。市場を意識したIR活動を日本で初めて提案。同社を退社するまで、日本・韓国担当シニア・ディレクターを務めた。同社で担当した企業数は100社を越え、現在IR先進企業と呼ばれているほとんどの企業を顧客とした。同社の日本企業チームの有志で、日系初のグローバル・IRコンサルティング会社、ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社を設立。今までの経験を活かし、日本に軸足を置いた本格的なIRコンサルティングビジネスを展開する。現在、上場企業はもちろん、新興企業、上場前企業を顧客とする。東証優良企業選定委員（2007年より2011年まで）、日本IR学会理事。慶応義塾大学経済学部卒業、京都大学にて博士号（経済学）取得（2016年）。日経新聞夕刊2020年6月1日より「人間発見」（5回掲載）。

第8講 進化する監査役・監査（等）委員会の監査・運営実務～グループガバナンスの監査の在り方も含めて～

〔概要〕 監査役・監査（等）委員会による監査には、監査役・監査（等）委員会と内部監査部門の連携を進めるなど、その実効性を確保するための進化が求められています。さらに、監査役・監査等委員である取締役が執行側に付度なく監査できる環境を整えることも肝要です。本講では、グループガバナンスにおける監査の在り方も含め、監査役・監査（等）委員会の実効的な監査・運営実務について解説します。

〔配信期間〕 2023年12月1日～2024年2月1日

〔講義時間〕 約2時間

第8講予定内容の詳細→



〔講師略歴〕 塚本英巨 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

2003年東京大学法学部卒業、2004年弁護士登録、2010年～2013年法務省民事局出向（平成26年改正会社法の企画・立案担当）、2017年～2020年経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第2期・第3期）」委員、2019年～2021年経済産業省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」委員。最近の論文として、「多様性のある取締役会の実効性確保の在り方」（資料版／商事法務458号（2022年5月号））ほか多数。

第9講 リスクマネジメントとコーポレートガバナンス～「攻め」のために必要な「守り」のガバナンス～

〔概要〕 企業経営では、日々様々なリスクへの対応が必要となりますが、リスクとリターンは必ずしも対立する概念ではなく、コインの表裏のように相互に関連する関係にあります。そのため、コーポレートガバナンスにおけるリスクマネジメントは、ゼロリスクを目指すものではなく、費用対効果も考慮しつつ、リスクとリターンの合理的なバランスを目指すこととなります。同様に「攻めのガバナンス」と「守りのガバナンス」も対立する概念のように見えますが、やはり両者は密接に関連しており、「守り」が十分機能しているからこそ、「攻め」ができるという関係にあります。本講では、コーポレートガバナンス・コードやCGSガイドライン等も参照しつつ、リスクマネジメントをうまく行うためのガバナンスの仕組み・仕掛けとしての内部統制システム、内部監査制度、内部通報制度、レポートラインの構築等について、また、これらに対する経営陣・取締役会の関与の在り方について解説します。

〔配信期間〕 2023年12月15日～2024年2月15日

〔講義時間〕 約2時間

〔講師略歴〕 三笠 裕 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

長島・大野・常松法律事務所パートナー。1991年東京大学法学部卒業、1993年弁護士登録、1998年ハーバード・ロー・スクール（LL.M.）卒業、1998年～99年 Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton (New York) にて執務、1999年 NY州弁護士登録、2004年～07年東大大学院法学政治学研究所助教授。経産省・コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第2期・第3期）委員。M&A案件、コーポレートガバナンス案件、危機管理案件などを中心に企業法務案件を広く手がける。最近のコーポレートガバナンス関係の論文として、Chambers Corporate Governance Global Practice Guide (Japan Part) (共著) など。

第10講 サステナビリティ・ガバナンスの要諦

〔概要〕 サステナビリティについて、グローバルな開示枠組み等も急速に進展し、日本の上場企業においても実践的な対応が求められています。本講は、コーポレートガバナンスの切り口から、上場会社におけるサステナビリティ対応の要諦をコンパクトに紹介します。

〔配信期間〕 2023年12月19日～2024年2月19日

〔講義時間〕 約1時間30分

〔講師略歴〕

武井一浩 弁護士（西村あさひ法律事務所）

西村あさひ法律事務所パートナー。1991年弁護士登録。1997年 NY州弁護士登録。東京大学法学部、米国ハーバード・ロー・スクール（LL.M. 取得）、英国オックスフォード大学経営学修士（MBA）各卒。上場会社の企業法務を中心に案件を取り扱う実務家。日本経済新聞社実施の「企業が選ぶ弁護士調査」で毎年上位にランキング。金融庁「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」メンバー、経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム研究会（CGS研究会）」「新時代の総会プロセスの在り方研究会」各委員、東京証券取引所「従属上場会社における少数株主保護の在り方に関する研究会」委員、政府「規制改革会議」委員などを務める。主な著書（共著含む）に『デジタルトランスフォーメーション法制実務ハンドブック』（商事法務、2022年）、『株主総会デジタル化の実務』（中央経済社、2021年）など。

安井桂大 弁護士（西村あさひ法律事務所）

2009年東京大学法科大学院（J.D.）、2019年 The London School of Economics and Political Science (LL.M.)。金融庁企業開示課においてコーポレートガバナンス・コードおよびスチュワードシップ・コードの改訂を担当。また、世界有数の長期アクティブ運用機関であるフィデリティの日本拠点（フィデリティ投信運用本部）において、エンゲージメント・議決権行使およびサステナブル投資の実務に従事。これらの経験を活かし、コーポレートガバナンスやサステナビリティ対応、M&A、株主アクティビズム対応等を幅広く手掛ける。

渡邊純子 弁護士（西村あさひ法律事務所）

2011年弁護士登録。国内外のコーポレート業務一般に関する経験を経て、ベトナムその他東南アジア諸国における日系企業の事業進出案件や進出後の事業展開に関する業務に幅広く携わった後、2020年ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス修士課程を修了（国際人権法専攻）。新興国での実務経験と英国法律事務所・欧州 NGO への出向経験を踏まえ、民間企業の立場からの国際開発への関わりを支援。2021年よりビジネスと人権に関して国際労働機関コンサルタントとしても勤務。